

(様式4)

県政調査報告書

平成26年7月8日

県議会議長 向 笠 茂 幸 殿

会派名 公明党神奈川県議会議員団

団長名 鈴木 ひでし 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 赤井 かずのり (団 員) 藤井 深介 渡辺 ひとし 高橋 稔 佐々木 正行 魚井 たかつぐ 谷口 かずふみ 西村 くにこ
2 調査目的	超高齢社会を見据えた高齢者の社会参加を支援する拠点やICTを活用した地域の見守り活動など、福祉分野での先進的な取組や降灰対策を含めた災害対策等を視察・調査し、本県の今後の政策の推進に資する。
3 調査期間	平成26年5月7日～平成26年5月9日
4 調査地	福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
5 調査内容	(別添のとおり)



公明党神奈川県議会議員団

# 県政調査報告書



桜島国際火山砂防センターにて

日程：平成26年5月7日(水)～9日(金)

## 訪問先その 1

### 福岡県 70 歳現役応援センター

所在地 福岡市博多区博多駅東 1 丁目 1 番 33 号 はかた近代ビル 5 階  
応対者 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 山田信吾課長  
福岡県 70 歳現役応援センター 南里妙子センター長 ほか  
調査項目 70 歳現役社会へ向けた取組みについて  
ビデオ視聴及び資料による説明ののち、施設の見学と質疑応答

#### 1 なぜ今、「70 歳現役社会」なのか

総務省発表の 2013 年（平成 25 年）10 月 1 日時点の人口推計によると、総人口は 3 年連続で減少しており、65 歳以上の高齢者が 4 人に 1 人の時代が到来している一方で、生産年齢人口は 1981 年（昭和 56 年）に 8 千万人を超えて以来、初めて 8 千万人を割り、14 歳以下の年少人口も 12.9%と世界最低水準であって、



少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。2035 年（平成 47 年）には 65 歳以上の高齢者の割合は 33.4%に達する見込みであり、2050 年（平成 62 年）には 40%に達すると予測されている。

就業者と失業者を合計した労働力人口のピークは、1998 年（平成 10 年）であったが、この年と 2010 年（平成 22 年）の国勢調査の数値を比較すると、12 年間で労働力人口は 240 万人くらい減少しており、さらに、2010 年（平成 22 年）から 2015 年（平成 27 年）までの 5 年間で、生産年齢人口が約 490 万人減少すると予測されており、1 年間あたり 100 万人くらいのペースで労働力が減少していく時代が到来している。

一方で、元気な高齢者が増えており、国連が 1956 年（昭和 31 年）に 65 歳以上を高齢者と定義して 50 年以上経過したが、わが国の平均寿命は当時の男性 64 歳、女性 68 歳から、2012 年（平成 24 年）には男性 80 歳、女性 86 歳と伸びている。2008 年（平成 20 年）の内閣府の調査によれば、「何歳まで働きたいか」との質問に対し、7 割以上の方が 70 歳くらいまでか、あるいはそれ以上働きたいと回答しており、そういう高齢者の気持ちやニーズに応えられるような施策が必要ではないかということから、福岡県においては「70 歳現役社会」づくりに取り組んでいる。

生産年齢人口とは、年齢別人口のうち生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では 15 歳以上 65 歳未満の人口が該当する。生産年齢人口のう

ち、労働の意思と能力をもっている人口を労働力人口という。

## 2 福岡県における「70歳現役社会」づくりへ向けた取組みについて

福岡県では、年齢にかかわらず働き、あるいは、NPO・ボランティア活動等に参加して活躍し続けることができる、一人一人の意欲や能力に応じた選択肢の多い社会を目指し、「70歳現役社会」づくりに取り組んでいる。

選択の柱として大きく2つを考えており、一つは高齢者が生き生きと働くことができる仕組みづくり、もう一つは、共助社会づくりへの参加促進として、高齢者のNPO・ボランティア活動や地域活動への参加を支援していく取組みを進めている。

「70歳現役社会」づくりを推進していく体制として、2011年（平成23年）に設立され、経済団体、労働者団体、NPO団体、行政機関など17団体から構成される「福岡県70歳現役社会推進協議会」がプラットフォームの役割を担っており、その下で各団体はそれぞれの立場で「70歳現役社会」づくりに向けて取り組んでいる。

「70歳現役応援センター」は、2012年（平成24年）4月に高齢者のための総合的な支援拠点として開設したものであり、福岡県においては、「福岡県70歳現役社会推進協議会」とともに、この2つの組織を両輪として、高齢者に対し、継続雇用、再就職、派遣、地域活動、ボランティア、NPO活動など、多様な選択肢を提供していきたいと考えている。



## 3 高齢者の活躍の場の拡大について

「70歳現役応援センター」は、独自に高齢者向けの求人開拓を行っており、2年間で958件の高齢者向けの求人開拓と、ハローワークの求人の中から高齢者向けの求人をチョイスして、高齢者の再就職に活用している。

また、70歳まで働ける企業の拡大にも力を入れており、職員が企業を訪問して、高齢者雇用のメリットや助成金制度などを説明し、70歳まで働ける制度の導入を働きかけ、優良事例を集めて紹介することとしている。

70歳までの継続雇用については、実際のところ、慎重な企業が多いのが実態であるが、そうした中で、福岡県では県の入札制度で2013年（平成25年）度から加点制度を導入した。加点制度を設けたことにより、建設業を中心に、70歳まで働ける制度を導入する企業が増え、現在、制度導入済みの企業は236社となっている。

また、福岡県とセブンイレブンとの間で 2013 年（平成 25 年）10 月に県行政の 10 分野の包括提携協定を締結したが、その中の一つに高齢者スタッフの導入という項目を入れていただき、各店舗のオーナーから求人を募り、平成 25 年度末で 271 店舗から求人があり、40 人が採用されている。

「70 歳現役応援センター」においては、専門の相談員が、高齢者一人一人の経歴や技能、希望を聞き、希望者には個別に求人開拓を行い、経歴や資格にあった再就職の仲介を行っている。

2012 年（平成 24 年）4 月のセンター開設以来、2013 年（平成 25 年）度末時点で相談者数延べ 14,629 人、登録者数 3,214 人、このうち約 32%にあたる 1,023 人については進路が決定しており、内訳は就職 973 人、NPO・ボランティア等が 50 人となっている。

登録者の内訳であるが、男女比は概ね男性 2 に対し女性 1 であり、年齢は 65 歳から 69 歳までの方が最も多く 44%、70 歳を超える方も 26%を占める。利用目的は就職したい方が圧倒的に多く、社会参加したい方は少数派である。就職したい方の中には生活費が足りないという方も 10%ほどいるが、生きがい・仲間づくりという方が 90%を占め、社会の中に自分の居場所を確認したいという動機が顕著に認められる。就職事例では、専門の技能や資格がある方が圧倒的に有利であるが、専門の技能や資格がなくても、元気で明るい活力のある方が就職に結びついている。社会参加事例では、最近、介護支援ボランティアとして登録される方が増えてきている。

高齢者の就労への高い意欲の反面、65 歳から働くことに対する社会の意識はまだ希薄であり、商工会議所と共催で企業経営者・人事担当者を対象に「企業向けセミナー」を開催し、あるいは、定年を控えた中高年従業員を対象に「従業員向けセミナー」を開催するなど、少しずつ意識改革を進めている。

さらに、子育ての経験をおもちの方に、子育ての現場で活躍していただく目的で、7 日間の最新の保育知識に関する研修を実施し、修了者をマイスターに認定しており、2012 年（平成 24 年）度、2013 年（平成 25 年）度の 2 年間で 619 人を認定している。

#### 4 今後の方向性～「70 歳現役社会」を福岡県から～

福岡県においては、高齢者が社会で活躍し続けることで真に幸福を実感できる長寿社会の実現を目指すこと、地方自らが、それぞれの地域と、住民ニーズにあった施策を展開し、わが国全体へ拡大させていくこと、先進モデルを構築することにより、アジアにおける高齢化社会対応のトップランナーとして、わが国以上の速度で急速に少子高齢化が進んでいる中国や韓国ほかアジア諸国の手本になることなどを目指し、「70 歳現役社会」づくりに取り組んでいくこととしている。

## 5 主な質疑応答

Q 隣接されている中高年就職支援センターと70歳現役応援センターの機能の違いは何か。

A 中高年就職支援センターは、原則、64歳までの方が対象である。70歳現役応援センターは65歳以上の方を対象としている。

Q ハローワークで仕事が見つからず、70歳現役応援センターで見つかった例があるとのことであったが、何か秘訣はあるのか。

A 70歳現役応援センターには、仲人役のコーディネーターが配置されていることが強みである。ハローワーク求人で応募した場合、履歴書の年齢欄で70歳ということだけで体力的に劣ると判断され、なかなか面接に至らないことになるが、私どもは、この方は70歳だが60代並に元気だと個別に売り込んで面接に持ち込み、会っていただければ良い人は採用される。

Q 高齢者雇用企業に対し、入札制度で加点制度を導入したとのことであるが、企業側からの要望で、福岡県において入札制度の他にインセンティブを検討している分野はあるか。また、インセンティブについては、企業側から随時要望が来ている状況か。

A 入札制度のインセンティブ項目は他にも環境や子育てなど20項目くらいあり、その中の1項目として高齢者雇用企業に対し、入札制度で加点制度を導入したものである。入札制度の他にインセンティブを検討している分野は特にない。企業側からの問い合わせは多く、特に建設業者は入札制度で加点されるということで、70歳まで働ける制度を導入いただいているところである。

Q 70歳現役応援センターを利用して就職された方の最高年齢は何歳か。

A 76歳の方が就職した例がある。ボランティアであれば80歳超の方の例もある。



## 訪問先その2

### 佐賀市役所

所在地 佐賀県佐賀市栄町1-1

対応者 佐賀市役所福祉総務課 成富典光課長、牛島省吾係長ほか2名  
佐賀市民生委員児童委員協議会 石井智俊会長

調査項目 民生委員・児童委員におけるタブレット端末の活用実証研究  
について

資料及びスクリーンによる説明ののち、質疑応答、実際に使用しているタブレット端末の体験

### 1 民生委員・児童委員とは

民生委員は、「民生委員法」に基づき配置され、また、「児童福祉法」により「児童委員」を兼ねるものと規定されている。身分は特別職の地方公務員であるが、給料は支給しないものとされ、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員には担当区域があり、地域福祉の窓口として、地域に根差した次のような活動をしている。

#### 【基本となる7つの活動】

社会調査活動、 相談活動、 情報提供活動、 連絡通報活動、 調整活動、 生活支援活動、 意見具申のはたらき

### 2 佐賀市の民生委員・児童委員の現状について

民生委員・児童委員の定数536人に対して、委員数は2014年（平成26年）1月現在521人（男性231人、女性290人）で、充足率は97%である。

委員1人当たりの担当世帯数の平均は194世帯、市内の地域ごとに設置された地区民生委員・児童委員協議会は26地区となっている。



民生委員・児童委員制度に対しては、市民の高齢化や地域でのコミュニケーションの希薄化による民生委員・児童委員への期待の増加と職務範囲の広がり、市民の地域活動への参加意識の低下や求められる能力の高まりによる人手不足、民生委員・児童委員の高齢化、災害発生時などにおける避難に支援を

要する者への対応など、様々な課題があるとのことである。

### 3 デジタル化に対する民生委員のニーズについて

民生委員活動に関するデジタル化のニーズについて、民生委員にヒアリングを行ったところ、以下4点が挙げられた。

#### 地図上の属性データ

紙の地図上に、透明なシートを重ね、各家庭の状態に応じた色シールを張って管理している。そのため、活動の際は紙の地図と透明シートの2つを持ち運ぶ必要があり、手作りのため変更作業も煩雑である。

#### 住民データの提供

個人情報紙ベースで管理しており、安全面でも心理的にも負担が大きい。

#### 活動報告書のデジタル化と集計自動化

毎日の活動報告書を手書きで作成・集計しており、内容の記載、分類、集計表への転記などの作業が生じる。

#### 住民への支援情報提供

市役所や社会福祉協議会などから提供された情報（パンフレットやリーフレット等）を活動時に持ち歩くため、書類が多量になる。

現在、以上4点については、いずれも紙ベースで行われているが、デジタル化することで、訪問時の書類の軽量化、活動報告の業務効率化や時間短縮、個人情報の安全性向上や高度化、引き継ぎの漏れを防ぐことが可能となる。

### 4 タブレット端末の活用実証研究について

こうした現状を踏まえ、2014年（平成26年）2月に、佐賀県、佐賀市、佐賀市民生委員児童委員協議会、木村情報技術株式会社、日本マイクロソフト株式会社、インテル株式会社及び株式会社NTTドコモの7者の共同により、佐賀市において、民生委員・児童委員の業務に最新のタブレット型端末を導入し、地域の見守りの効率化に役立てる「民生委員・児童委員におけるタブレット端末の活用実証研究」を開始した。

佐賀市内本庄地区の22名の民生委員・児童委員が1人1台のタブレット端末と専用のアプリを活用し、戸別訪問などの民生委員・児童委員活動に役立てるほか、これまで手作業で集計していた各民生委員・児童委員の活動報告をクラウド上に一元管理することで、集計ミスや引継ぎ漏れを減らし、より効率的、かつきめ細かな「地域の見守り」の実現を目指している。



一方で、この研究に参加する民間企業4社は、この検証を通じて、高齢者が使いやすいタブレット端末やアプリ、クラウドサービスなどの開発に役立てた

いと考えている。

自治体として民生委員・児童委員の活動にタブレット端末を導入し、ICT化を支援する実証研究は、全国初の取組みとのことである。

なお、この実証研究にあたり、民生委員・児童委員がタブレットを使いこなせるか懸念があった。というのも、タブレットを導入する本庄地区民生委員・児童委員 22 名の平均年齢は 67 歳で最高齢は 75 歳、しかも委員の中で、実証研究前からタブレットやスマートフォンを所有している者はほとんどいなかったからである。

そうした中、民生委員・児童委員向けにタブレット利用の講習会を週 3 回行ったところ、3 週間で全員が使いこなせるようになり、今では、この事業を 6 月で終わらせないで続けてほしいとの意見が出ているとのことである。

## 5 主な質疑応答

Q この事業における佐賀県と佐賀市、民間企業のそれぞれの役割は。

A 県は民間企業への参加の呼びかけや端末の選定、市は民生委員児童委員協議会事務局として参加するに至った。いずれも人件費のみの負担である。

また、民間企業としては、インテル株式会社から端末 30 台の無償提供、株式会社 NTT ドコモから LTE 回線の無償提供、木村情報技術株式会社からアプリの開発をしていただいた。

Q 平成 26 年 2 月から 6 月までのモデル事業とのことだが、その後の展開は。

A コスト面等、難しい問題もあり、本格的に導入するのは全くの白紙である。

タブレットを実際に使用している本庄地区の民生委員からは、ずっと続けてほしいとの声が出ている一方で、他地区の民生委員からは、従来の活動に加えてタブレットも使うことに抵抗があるようである。

Q 活動報告書には文章を記入する部分も多くあると思うが、どのように行っているのか。

A 現在は文章入力部分はなく、今後カテゴリ毎の選択式にする予定である。対象者別にどう支援しているかの履歴が最重要と考えている。

Q タブレットを使用してみて気づいた点は。

A 災害時要援護者の安否確認をする情報伝達訓練を行った。一斉送信により確認が迅速に行えるうえに、民生委員が何時に連絡して、いつ、何人から連絡が届いたかが記録として残り、大変便利であると感じた。その他にも、タブレットの良さを活かせる取組みを行っていきたい。

また、警察本部から、タブレットに警察関係の情報（行方不明者や振り込め詐欺）を流せないか相談がきている。

Q タブレットへの移行により、コミュニケーションの時間は増加するか。

A 現在は実証研究中のため、民生委員は紙とタブレットの二度手間になって

いるので何とも言えないが、タブレットだけになれば作業は楽になり、コミュニケーションは増えるのではないかと思う。

## 訪問先その3

熊本県庁

熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1

対応者 健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 藤由誠主幹  
(認知症対策担当)、野田千尋主任主事

調査項目 認知症疾患医療体制の構築について  
説明ののち、質疑。

### 1 熊本県における認知症対策の状況について

熊本県における 65 才以上の高齢化率は、2011 年（平成 23 年）の統計で 25.8%、全国で 20 位であり、平均寿命も 2010 年（平成 22 年）の統計で男性 80.29 才、女性 86.98 才、ともに全国 4 位であって、高齢化率は全国平均を上回って伸びており、高齢化率、平均寿命とも高く、住みやすい県である反面、



平均寿命が伸びることに伴い、認知症高齢者も増加し、その対策が課題となっている。

熊本県の認知症高齢者の将来推計では、2025 年（平成 37 年）をピークに高齢者の数自体は減っていくが、後期高齢者の人口比率が増えていくことに伴い、認知症高齢者の数は増えていく状況となっており、認知症高齢者対策は急務の課題である。

熊本県においては、今後の方向性として、3 層構造をもつ新たな認知症医療体制の構築、認知症ケア（介護）の質の向上、地域支援体制の充実の 3 つの柱で認知症高齢者対策を推進しているところである。

### 2 「熊本モデル」認知症疾患医療センターについて

熊本県における認知症疾患医療センターでは、特にかかりつけ医や介護施設等、関係機関との連携強化の機能を充実させることを重視している。

2008 年（平成 20 年）度当時、厚生労働省は全国に 150 箇所の認知症疾患医療センターを設置する計画を策定し、熊本県にあてはめると 2 箇所程度であったが、熊本県においては、認知症疾患医療センターを整備するにあたり、熊本大学の池田学教授（神経精神医学）に相談したところ、熊本県全域を 2 箇所の認知症疾患医療センターでカバーするのは困難との意見をいただいた。意見を踏まえ、熊本県においては、県内 11 箇所の各二次医療圏域の中に、拠点となる認知症疾患医療センター 1 箇所を整備していく方針で、2009 年（平成 21 年）7

月から指定を開始した。

当初は基幹型認知症疾患医療センター（熊本大学病院。以下「基幹型」という。）と、地域拠点型認知症疾患医療センター（以下「地域拠点型」という。）の2層構造を構築し、基幹型は全県を統括して人材育成や情報発信を担い、地域拠点型は各二次医療圏域の中で拠点となる役割を担うといった役割で、基幹型1箇所、地域拠点型7箇所の計8箇所でスタートした。現在では基幹型の他、11の二次医療圏域のうち9圏域で地域拠点型が設置されており、地域拠点型が設置できていない2圏域をどうするかが今後の課題である。このような2層構造の体制が「熊本モデル」と称されているところである。

認知症疾患医療センターの重要な機能として連携強化の機能があり、基幹型（熊本大学病院）において、認知症疾患医療センタースタッフ等の技術向上を目的に、年6回の事例検討会を実施しており、基幹型、地域拠点型の双方の医師、医療従事者等が参加し、地域拠点型のレベル向上と連携強化をはかっている。

2012年（平成24年）度からは、地域拠点型でも事例検討会の開催を始めた。2層構造ということで基幹型と地域拠点型とでスタートしたが、認知症の早期発見のためには、かかりつけ医と認知症疾患医療センターがいかに関わり合っているかという点が重要であり、地域拠点型において、医師及び医療従事者が参加できるような事例検討会を年3回以上開催するよう義務づけているところである。

また、熊本県においては、各認知症疾患医療センターに常勤専従の連携担当者を配置している。連携担当者は各認知症疾患医療センター間の横のつながり、例えば、受診患者あるいは入院患者を融通しあったり、待機状況の確認をしたり、あるいは情報共有をはかっている。

各認知症疾患医療センターの連携担当者には、市町村の地域包括支援センターの支援推進員との連携をはかってほしいと特にお願している。そのため、地域拠点型認知症疾患医療センターの連携担当者には、月8回以上外に出るよう義務づけており、地域包括支援センターの支援推進員と一緒に認知症の方の個別訪問を行ったりしている。



現在、熊本県においては、2層構造をさらに発展させ、3層構造の認知症医療連携体制の構築を目指して取り組みを進めている。3層構造化の3層目にかかりつけ医を位置づけ、3層化の実現の指標として、かかりつけ医から認知症疾患医療センターへの紹介率を指標としており、スタート段階では50%ほどであっ

たが、70%を目標に掲げ、現在 67～68%の実績である。事例検討会に参加いただいているかかりつけ医ほど紹介率が高い傾向がある。

2014年（平成26年）度の方向性であるが、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、更なる認知症についての知識、対応技術を習得することにより、身体疾患を合併する認知症の方への対応力向上や、認知症疾患医療センターをはじめとした専門医療機関と、一般病院との連携強化を一層促進することを目的として研修を実施することとしている。

### 3 熊本県における認知症ケアの質の向上と地域支援体制の充実について

熊本県における認知症介護体制であるが、ケアの質の向上に向けた取組みとして、全国的に行っている認知症介護研修や高齢者の権利擁護に関する研修のほか、熊本県独自の取組みとして、認知症ケア・アドバイザー派遣事業を行っており、認知症介護指導者を介護施設へ派遣し、研修を実施している。2013年（平成25年）度実績で20施設へ派遣している。

また、高齢者向け住宅の職員に対する研修も実施しており、熊本県独自の取組みとして、有料老人ホーム施設職員を対象に、高齢者の権利擁護や認知症の理解についての研修を実施している。

平成26年度の方向性であるが、介護に関する「熊本モデル」を考えていく取組みを始めている。具体的には、地域の認知症介護力を向上させていくために、介護サービス事業所の認知症に係る地域支援の拠点施設としての機能強化などの取組みを進め、そのためのシステムやネットワークを作っていきたいと考えている。

また、若年性認知症対策であるが、熊本県内で若年性認知症の方が926人程度おり、若年性認知症は数こそ非常に少ないが、高齢者の認知症とは異なる課題がある。仕事をしている中で認知症を発症するということになると、仕事ができなくなって経済的なダメージを受けるということがあり、若年性認知症に対するケアは重要であると考えている。

熊本県独自の取組みとして、今年度から若年性認知症に特化した若年性専門コーディネーター1名を熊本県が独自設置した熊本県認知症コールセンターへ配置し、電話相談等を受けていただいている。今後は、家族向け支援マニュアルの作成等にも携わっていただく予定である。

次に、地域支援体制の構築であるが、2013年（平成25年）度実績で、認知症サポーターの養成状況は190,431人であり、人口比率で日本一である。認知症サポーターの養成については、熊本県独自の取組みとして、認知症サポーターステップアップ研修会や認知症サポーター活動活性化補助金による助成を実施している。

また、地域支援・連携を効果的に実施するために、認知症地域推進支援員を配置することができる制度となっているが、2013年（平成25年）度実績で、

全国 198 市区町村に配置されている。熊本県については 25 の市町村に配置している状況であり、熊本県の設置率は全国でも群を抜いているところである。

#### 4 主な質疑応答

Q 熊本県では医療と介護の横の連携がしっかりできているようであるが、横の連携と言っても、まとめていくことが難しい部分がある。連携の強化がスムーズにいった要点をもう少し詳しく教えてほしい。

A 医療と介護の連携については、医療と介護それぞれの不満や悩みを一緒に話し合える場作りということで、市町村の地域包括支援センターの担当職員も含めて情報共有化のための会合を定期的で開催している。本当に基本的な認知症に関する意見交換の場からスタートして、医師からも意外と良かったと思ってもらえているが、まだ垣根は高く、それを今後低くしていくことが課題である。

Q 地域包括支援センターの支援推進員は非常に重要な立場であると思うが、実際に地域包括支援センターの支援推進員が、住民ニーズの問題も含めて機能しているのか率直な意見を伺いたい。

A まちまちであり、人次第というところと、業務の果たせ方の問題がある。通常業務を主にもたせられていると認知症対応として動けない。そういう部分があるが熊本県としてもできるだけ支援推進員が動けるような体制づくりをしていただくよう地域包括支援センターにお願いしている。支援推進員の意識付けということで、支援推進員を対象とした研修も実施している。現実には全てが上手く機能するわけではなく、やる気をもった人かどうかでかなり差が出てくるので、支援推進員の人選は大事だと思っている。

Q 行政の縦割りの中で、連携が少しずつできるような環境にあるのか、それとも行政の縦割りの弊害で、なかなかできにくい環境であるのか。

A 仮に行政の縦割りの弊害があるとしても、そこを乗り越えて支援推進員には頑張っって欲しいというところがあり、気持ち次第で垣根を越えていく人と垣根を越えていけない人とに分かれる。現実として垣根があるからできないという状況ではないと思っている。意識してやってもらっているところである。

Q マンパワー的な部分で、県単独事業などの地域包括支援センターへの県の支援はあるのか。

A モデル的に生活支援コーディネーターという形でマンパワー的な部分の支援をしたり、あるいは、市町村へ出向いたり、説明会を開催する際に、地域包括支援センターの人員体制を充実させて欲しいとお願いしている。ただ、市町村の人員配置の厳しさもあり、業務のあり方を見直して、役割を明確にもたせてもらうよう取り組んでいるところである。

## 訪問先その3

熊本県庁

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

対応者 議会事務局政策調査課 松野勇主幹

調査項目 くまもと地産地消推進県民条例について  
資料による説明ののち、質疑応答

### 1 「くまもと地産地消推進県民条例」の制定経緯について

熊本県は、農林水産業が基幹産業で、全国有数の食料生産基地であるものの、慢性的な後継者不足に加え、安価な輸入品との価格競争などにより非常に厳しい状況になっていた。また、当時から県食料・農業・農村計画において、「地産地消」を謳ってはいたが、県内の農林水産物に対する県民の理解や、地域とのかかわりは希薄であった。



このような状況の中、農林水産業に対する県民の理解を深めるため、2008年（平成20年）12月定例会において「農林水産物における地産地消の推進に関する決議」を全会一致で採択し、さらに、決議の趣旨を施策に反映させるための条例制定が必要と考え、定例会終了後に超党派のプロジェクトチーム（以下、PT）を発足させた。

PTは交渉全4会派の7名で構成し、PTメンバーと県執行部担当各課との意見交換会を5回開催した。この会の議論の中で、「くまもと地産地消」の定義を、県民の県内農林水産物に対する理解を深めること、経済の循環や地域の活性化を推進すること、県民の郷土愛を育むことと位置づけた。

また、地産地消の対象を、すでに条例を制定していた福井県では食品のみに絞っていたが、熊本県では特産品であるいぐさや、すでに地産地消の取組みが進んでいた木材等も対象とした。さらに、県の責務を定め、計画的な推進を義務付けた。

こうした議論を重ね、その都度PTメンバーと担当各課、各会派、それぞれの関係団体等の理解を得ながら、条例の素案を決定し、2009年（平成21年）3月、議員提案による政策条例として、全会一致で原案を可決し、公布・施行された。対象を地産地消に絞った条例は、福井県（福井県地産地消の推進に関する条例）に次いで2例目である。

## 2 条例の概要と制定後の取組みについて

この条例は、「地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、県の責務並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより熊本県における農林水産業の持続的な発展及び豊かな県民生活の実現を図っていく」こととしている。

当条例に基づき、地産地消の推進に関する施策の計画的かつ効果的な実施に向け、庁内関係部局の連絡・調整を行うことを目的として、県執行部関係課長で構成する「くまもと地産地消推進庁内連絡会議」を設置し、推進体制を整備した。

条例制定後、県執行部各部局はもちろんのこと、市町村や関係団体に条例制定を周知するとともに、各種会議で地産地消への協力を依頼している。

また、事業者や県民に対しては、各種イベントや県ホームページ、地産地消サイト、県広報誌（県からのたより）等により、機会がある度にPRし、意識啓発を図っている。

さらに、毎年、県における地産地消の推進に関する施策を取りまとめ、6月定例会で議会（農林水産常任委員会）に報告するとともに公表している。関係施策は、2013年（平成25年）度に88事業を実施し、2014年（平成26年）度は85事業を予定している。



毎年実施している県民アンケート結果によれば、若干ではあるものの県民の地産地消への関心が高まっており、条例制定や関係施策の効果が出ているのではないかと感じているとのことである。

## 3 主な質疑応答

Q 条例を制定する前段階として、市場・流通の拡大や農業の6次産業化、農林水産業のブランド化は検討していたのか。

A 本県は農林水産物の輸出県なので当然検討していたが、この条例の制定にあたっては、県民である消費者が県民である農家を支えるという考えが元になっている。

Q 県は責務となっているのに、市町村は役割となっているのはなぜか。

A 農政の現場ではすでに地産地消の動きが出ていたため、市町村も責務にすることに理解を得るのが難しかったのではないかと思う。

Q 条例の制定で農林水産業の消費額は伸びたのか。

A 学校給食での県産品の使用率は伸びている。その他については、地産地消協力店に商品を置いてもらったりしているが、大型スーパーなどは他県の商

品も販売しているため、統計的にデータを把握するのは難しい。

Q 地産地消協力店の応募基準にある、くまもと食・農ネットワークとは何か。

A 熊本県の美しい自然と豊かな食文化を守り、健康で安心して暮らせる社会作りを進めることにより、熊本に住む豊かさを実感できるようにすることを目的に設立された組織。地産地消協力店の応募にはこのネットワーク会員になることが必要となる。

## 訪問先その 4

株式会社 ラグーナ出版

鹿児島県鹿児島市中央町 10 番地 キャンセビル 6 階

対応者 森越まや代表取締役会長（精神科医）

川畑善博代表取締役社長（精神保健福祉士）

調査項目 精神障がい者のための就労支援の取組みについて  
説明ののち、社内の見学と質疑。

### 1 株式会社ラグーナ出版設立の沿革について

株式会社ラグーナ出版は、2005 年（平成 17 年）当時、代表取締役社長である川畑善博氏が精神保健福祉士として、代表取締役会長である森越まや氏が精神科医として勤務していた鹿児島県の精神科病院の入院・外来患者、医師、看護師らが集まり、文芸誌「シナプスの笑い」を刊行したことが活動の始まりであり、当初は、NPO 法人として病院関係者を中心に活動していた。

「シナプスの笑い」は、精神障がい体験者による文芸作品・病気の体験記、病気の対処法を話し合う座談会、精神科医療に関する話題などが掲載された雑誌である。

2005 年（平成 17 年）当時は、障害者自立支援法が成立した頃であり、精神障がい者の働き場所は地域の作業所くらいしかなく、極めて低賃金であるなど、精神障がい者にとって決して望ましい労働環境ではなかった。



また、精神科の病気は孤立感や社会の偏見もあり、精神障がい者の方の中には、地域に出ても再び具合が悪くなって病院へ再入院する例や、何十年にもわたり長期入院している例が多かった。

そんなことから、川畑氏らは病院の中での活動に限界を感じるようになり、地域の中で病気を回復する道

もあるのではないかと考え始めるようになり、雑誌を作って精神障がいをもった方々の声を地域に伝えていこうと考え始めるようになった。

「シナプスの笑い」は次第に多くの賛同者、読者、投稿作品が集まる雑誌へと成長し、2014 年（平成 26 年）5 月 8 日に我々が県政調査で訪問した時点で 22 号まで版を重ねている。

当初は NPO 法人としての活動であったが、「シナプスの笑い」が社会の反響を呼んだこともあり、本格的な仕事にしていこうと、2008 年（平成 20 年）5

月、株式会社ラグーナ出版が設立された。

同社は精神病の早期発見・早期治療につなげるべく、メンタルヘルスに関する図書の刊行などを事業として手がけているが、障害者自立支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所として、精神障がい体験者を雇用し、病気が治ったから働くのではなく、働くことで回復がはかれる職場作りを使命と考え、精神障がいを抱える方々とともに、本作りや会社の業務全般を行っている。就労支援 A 型事業所としての定員は 22 名であり、現在、32 名の方が登録している。

また、働くこと以前に社会や人に対する恐怖・不安のために外に出られない不安障害や広汎性発達障害の方も少なくなく、同社では、そんな方々が社会へ踏み出す勇気を得られる場所はないかと考え、まずは生活を楽しみ、その中で自分の適性や強みを見つけ、社会の中へ踏み出すきっかけとなってほしいと願い、2011 年（平成 23 年）4 月、精神障がい者のための自立訓練（生活訓練）事業所「サポートネットラグーナ」を新たに開設した。こちらの定員は 12 名であるが、現在 40 名の方が登録されており、30 名ほどの方が待機されている。

さらに 2013 年（平成 25 年）7 月に同社は、社会の中へ踏み出し、就労を目指す精神障がい者のために、就労に必要な知識やスキルアップの訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、就職の相談を行うための就労移行支援事業所「ジョブネットラグーナ」を開設している。こちらの定員は 6 名であるが、まだ開設間もないため、利用者は 5 名となっている。

現在、総数で 75 名の精神障がい者が同社へ通っている状況であり、10 名のスタッフと 2 名の役員とともに会社を運営している。

精神障がい者にとっては、社会的な支援が他の障がいと比べてもまだ十分でないうえ、いまだ障がいに対する根強い偏見など決して暮らしやすい世の中とは言えない状況であるが、同社は精神障がい者が、社会に温かく支えられ、少しでも暮らしやすく、ともに成長できる社会を作ること使命として、今後も様々な活動を推進していくことを志向している。

## 2 株式会社ラグーナ出版の組織及び事業について

株式会社ラグーナ出版では、代表取締役社長である川畑氏、代表取締役会長である森越氏を含む総括・管理スタッフのもとに、編集部、制作部、営業部、事務部の 4 つの部を置いて会社の業務を執行している。

編集部はスタッフ 1 名、利用者 10 名であり、企画、取材、入力、校正、組版、デザインなどの作業を担当している。編集部は集中して考えないといけない仕事が多いが、スタッフが利用者の心身の負担にならないよう配慮しながら仕事を進めており、編集部一同、読者から喜ばれる紙面作りに日々励んでいる。

制作部はスタッフ 2 名、利用者 13 名であり、製本家のスタッフの指導のもと、製本、しおり、封筒など、紙や布を使った商品を手作りしている。作業は難しかったり、単調だったり大変なところもあるが、完成したときの喜びと充実感を感じながら、みんな一生懸命取り組んでいる。

営業部はスタッフ 2 名、利用者 5 名であり、販売促進活動として、地元の精神医療関連の病院、福祉施設、一般の書店などを直接営業に回ったり、遠方の顧客にはホームページを制作・運営して通信販売を行ったりしている。業務は利用者とスタッフが共同して行っており、営業で訪問する先には一般の企業も



あり、障がいの有無に関係なく厳しく対応されることもあるが、温かく対応してくれる会社も少なくなく大変励みとなっている。

事務部はスタッフ 2 名、利用者 4 名であり、会社の事務作業の大部分と、通信販売の発送作業などが利用者によって行われている。伝票処理、販売データの管理、パソコンへの入力作業など、地道で細かく神経を使う仕事が多いが、一つずつ、あせらず、确实丁寧に事務を行っている。

同社においては、4 つの部が一体となって、本の出版、本の整備、修理、製本、装丁、名刺作成、広報誌、チラシ、会社案内、ポスター、パンフレット、包装紙の作成、会議、研修、授業要項などの冊子、教材、社史などの書籍作成、自費出版・共同出版、小売りなど出版業者として幅広い事業を展開している。

### 3 主な質疑応答

Q 精神疾患に対しては、地域社会の中でまだ無理解な部分がある中で、精神障がい者が仕事にまで就けるとい御社の取組みは精神福祉・精神医療の観点からも素晴らしい社会貢献であると思う。ここまで辿り着くまでには様々な困難があったと思うが、その辺の話を伺いたい。

A 私たちは病院の経験があり、患者さんたちと一緒にみてきた経験がある。ちょっと経験があれば理解できるようなことが、地域社会ではなかなか分かりにくいところがあるので、精神科の患者さんたちが外へ出るには、福祉が医療と繋がって連携して支援していくことが必要だと思う。

Q 友人の息子が精神障がいをもっており、横浜市内でチョコレート工房を立ち上げた。賃金があまりにも安すぎるので、生活できるようにと立ち上げた工房である。先ほどあまりにも賃金が安いということに触れられていたが、御社ではどういうビジョンをおもちであるか、また、現状について差し支え

なければ教えていただきたい。

A 当社は時給制である。鹿児島県の最低賃金は 665 円であり、665 円～730 円の時給を 1 日の勤務時間、経験年数に応じて支給している。一番多い方は月給制で月 15 万円ほどの収入である。時給制なのでまちまちであるが、平均は 47,000 円程度である。7 万円を中期目標、10 万円を長期達成目標としている。

Q 御社を自立訓練の場と捉えて、通常の出版社や印刷会社へ移行していくような方はいないのか。

A A 型事業所は、社員としての雇用契約と福祉のサービス利用者としての契約の 2 つを結ぶので、入社の際、社員としてずっと当社で仕事したいか、福祉のステップとして次の職場を目指すのかということを探っている。入社後の計画についても、どうするのかという話をして、当社を出て働きたいという人たちには、その支援をしている。

Q 御社から出て就職される方はどのような業種の仕事に就かれるのか。やはり出版社が多いのか。

A 出版社へ就職される方はいない。事務の仕事に就かれる方が多い。もともと持っていた資格で就職した方もいる。技能が高い方はいるが、通勤の体力、一定の仕事場で一定の時間を過ごす体力があるか、長続きするか、モチベーションをそのまま維持できるかといったことが肝要である。例えば、専門資格をもっている方が元の職場へ戻られる場合、仕事の技能はあるので、一カ所で長く続くか、気分の波の安定を上手に図れるかといったことが重要である。

Q 今後の事業展開についてはどのように考えているか。

A 一人一人が生活できるようになれば良いと考えている。また、地域に愛される会社を目指して行きたい。みんなの力が集まると大きなことを成し遂げることができると思う。



## 訪問先その5

### 鹿児島県庁

所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1

対応者 鹿児島県庁危機管理局危機管理防災課 芝原隆盛主幹、新地哲郎主幹兼防災係長

土木部道路維持課 椎原賢次技術補佐

土木部砂防課 谷口浩幸技術補佐、綾織孝文技術主幹兼砂防係長

調査項目 自然災害対策について

資料による説明ののち、質疑応答

## 1 災害対策として民間事業者と連携している取組みについて

### (1) 民間事業者との災害時応援協定について

大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力が著しく低下し、被災自治体単独では、多岐に渡る膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できない事態が発生する恐れがある。

したがって、物資の供給、医療救助活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について、民間事業者に被災自治体をサポートしてもらう旨の協定を締結している。協定締結数は、2014年（平成26年）2月現在で、10分野27種の計60件に及んでいる。

### (2) 災害時支援事業者登録制度について

事業者が協力可能な支援項目や各種情報をあらかじめ募集し、「災害時支援事業者リスト」として登録しておき、災害発生時に、県、市町村、防災関係機関が必要とする物資や防災資機材等の緊急調達を円滑に行い、応急対策等の迅速化に資することを目的として、2009年（平成21年）6月に運用を開始した。

一部地域を活動範囲とする小規模事業者・団体等を対象として、物資の提供、建設機械・車両の提供、一時避難施設の提供、仮設住宅・トイレの提供、技術職員の派遣等を支援項目としている。

また、登録要件として、迅速な提供・派遣が可能なこと、指定場



所までの物資の配送・人材の派遣等が可能なこと、県内に事業所等を有することの 3 点を定めている。経費負担は原則として、協力要請を行った機関が負担することとなっている。登録者数は 2014 年（平成 26 年）4 月現在で 21 社。

種別	災害時応援協定	災害時支援事業者登録制度
対象	県全域で対応が可能な事業者・団体等	一部地域を対象とする小規模な事業者・団体等
利点	・大規模災害が発生した際に、県の要請に応じて組織的な対応が可能	・手続きが簡単で幅広い分野の事業者の登録が可能 ・地元業者が中心となるため、迅速な対応が可能

## 2 桜島の防災対策について

### (1) 防災対策について

鹿児島県は、県中央部を霧島火山帯が縦断しており、全国 3 番目に多い 11 の活火山がある。

特に桜島の火山活動は近年活発的で、爆発回数や降灰量は増加傾向にある。2010 年（平成 22 年）以降、年間 900 回前後の爆発が起きており、2012 年（平成 24 年）7 月 24 日の南岳山頂火口における爆発的噴火では、降灰のため、延長 13.3km の区間が通行止めとなった。

こうした状況の中、鹿児島県では様々な防災対策を行っている。

#### 【防災知識の普及・啓発】

火山防災マップ等を活用した防災知識の普及・啓発、火山災害や二次災害防止に関するイベント等の開催、観光客等の一時的な滞在者への防災知識の普及などを図っている。

#### 【降灰観測の実施】

1978 年（昭和 53 年）「活動火山対策特別措置法」の改正に伴い、降灰防除事業が国庫補助事業とされてから観測を開始し、降灰対策事業の基礎資料となる桜島降灰量観測を降灰防除地域の 4 市（鹿児島市、霧島市、鹿屋市、垂水市）と県の共同により実施している。

#### 【防災体制の充実・強化】

桜島の火山爆発・地震等による災害発生時に、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、各種の災害応急対策が迅速・適切に行われるよう防災体制の実効性について検証・確認を行うとともに、県民の防災意識の高揚と知識の向上を図るため、桜島において、桜島火山爆発総合防災訓練を実施している。

また、関係機関との相互調整の場として、「桜島爆発災害対策連絡会議」や「桜島火山防災連絡会議」を設置している。

「桜島爆発災害対策連絡会議」では、関係機関の連携を確立し、総合的な避難対策等の推進を図るため、火山噴火に関する情報収集や、避難勧告・指示、警戒区域の設定等、応援協力体制の確立・推進等に関する協議を行っている。一方、「桜島火山防災連絡会議」は、「桜島爆発災害対策連絡会議」のコアグループ（鹿児島県、鹿児島市、垂水市、京都大学、鹿児島地方気象台、大隅河川国道事務所）で構成され、専門家による助言、密な連絡体制の確立、避難体制等の技術的な検討、「顔の見える関係」の構築を図るため、1、2 か月に1回程度開催している。

## （2）県管理道路の降灰除去対策について

道路への降灰については、道路交通に支障が生じないように、各道路管理者が除去している。県内における降灰除去作業車は、大型路面清掃車 38 台（うち県 6 台）、小型路面清掃車 29 台（うち県 2 台）、散水車 27 台（うち県 4 台）あり、道路の区画線が見えにくくなった場合に降灰除去作業を開始する。

市町村については、多量の降灰があった場合など一定の要件を満たせば、除去費用や路面清掃車等の機械購入費に対して国の補助制度を利用できる。

一方、県に対する補助制度はなく、県が全て財政負担しており、2014 年（平成 26 年）度当初予算 3,800 万円で前年比 158%となっている。

また、降灰時における交通の安全確保を図るため、「道路の降灰除去に関する連絡調整会議」を設置し、

関係機関の相互連携を密にし、道路の早期降灰除去対策を推進している。



## （3）土石流対策について

降灰等の影響により、極少量の降雨でも土石流が頻発するため、国は 1976 年（昭和 51 年）度から直轄砂防事業に着手し、大隅半島と鹿児島市を結ぶ国道 224 号や家屋を保全するための砂防堰堤の整備や適切な維持管理や、2008 年（平成 20 年）度からは、土石流の頻発する野尻川・黒神川の除石等を実施し、適切な砂防設備の機能維持を図っている。

一方、県は桜島の北側の砂防事業を実施し、大隅半島と鹿児島市を結ぶ県道や家屋等の保全を図っている。

また、火山噴火時に想定される種々の火山被害による被害をできる限り軽

減（減災）するため、砂防部局が関係部局と連携し、あらかじめハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を「桜島噴火時の緊急減災対策砂防計画」として策定している。

噴火の活発化により立ち入りが制限された場合などは、無人化施工での緊急減災対策（除石、ブロック積による土砂氾濫防止対策等）を予定しており、事前に無人化施工の試験を行い、各種データを収集し、災害時に効率的な対策が実施できるよう準備を進めている。

### 3 主な質疑応答

Q 除去した降灰はどうしているのか。

A 港湾の埋め立てに利用しているぐらいで、残りは有償で廃棄してもらっている。灰というと軽いイメージがあると思うが、実際は砂のようなものでそのままでは使用できない。

Q 降灰除去作業を行う路面清掃車は、通常時の道路維持管理のものを使用するのか。

A そうである。平時から民間事業者にも業務委託しており、通常作業と降灰作業をタコメータで管理している。

Q 他県に対して、降灰等による路面清掃車の応援要請をしたことはあるか。

A 応援要請はないが、平成 23 年の霧島山噴火時には他県に応援に行った実績がある。

Q 山静神（山梨・静岡・神奈川県）から、富士山が噴火した場合を想定した応援要請・相談はきているか。

A 特にきていないと思う。

Q 災害時支援事業者として登録している事業者は 21 社とのことだが、制度導入当時の見込みからしてどうか。

A 導入当時にどう見込んでいたかは不明だが、支援対象地域を全県域ではなく、一部地域に限定した分、登録しやすくなっていると思う。登録事業者は、現在も徐々にではあるが増加している。

Q 関係機関との連携強化として、「桜島火山防災連絡会議」等を設置しているが、具体的な効果は。

A 「桜島火山防災連絡会議」では、桜島に常勤している京都大学井口教授や鹿児島地方気象台担当者から、桜島の現状を説明してもらっている。また、会議を 1、2 か月に 1 回開催していることにより顔の見える関係になっており、何かあればすぐに動ける体制になっている。

## 訪問先その 6

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所桜島砂防出張所(桜島国際火山砂防センター)

鹿児島県鹿児島市野尻町 203-1

対応者 大隅河川国道事務所 豊増真也桜島砂防出張所長、野田信幸調査第二課長、甲斐英明調査第二課専門官

調査項目 桜島における火山被害の状況とその対策について  
説明ののち、質疑、施設見学。

### 1 大隅河川国道事務所の桜島における砂防事業について

大隅河川国道事務所は、河川事業、道路事業、砂防事業の 3 事業を所管する国土交通省の事務所である。同事務所では、河川事業として肝属川の管理、道路事業として国道 220 号及び 224 号と東九州自動車道の管理を所管するとともに、砂防事業として桜島島内 19 河川のうち 11 河川において国直轄砂防事業を実施している。

桜島では、1946 年(昭和 21 年)頃は鹿児島県が砂防事業を実施していたが、1955 年(昭和 30 年)頃から南岳の噴火が始まり火山活動が活発になり、特に 1965 年(昭和 40 年)以降、大きな噴火が立て続けに発生し、1974 年(昭和 49 年)6 月に鹿児島県の砂防工事で、作業員とその家族が土石流に巻き込まれ、死者 4 名を出す事故が発生し、同年 9 月にも土石流により死者 2 名を出す事故が発生したこともあり、この年は合計で土石流事故による死者が 8 名に達し、活火山県において県が砂防事業を実施することの困難性を浮き彫りにした。そこで、1975 年(昭和 50 年)に国において調査を行い、翌 1976 年(昭和 51 年)から国直轄の砂防事業に取り組むこととなった。以来、約 37 年間にわたり国直轄砂防事業を実施してきている。



桜島における土石流の状況であるが、時間雨量 19 mm程度のわずかな雨量でも土石流が発生しやすく、また、近年では、野尻川や有村川においても土石流が発生し、大量の土砂が流出している。

桜島における火山活動は、現在、南岳で活発であり、北岳は噴火していない。南岳は 1~2 年に 1 回程度

噴火しており、南岳の山腹にできた昭和火口からの噴火が特に顕著である。

桜島は、気象庁が定める警戒レベルが 5 段階中 3 であり、立ち入り禁止区域を設定して警戒にあたっている。南岳を中心とした半径 2 kmは立ち入り禁止区

域に指定されており、また、活発な火山活動が観測されている昭和火口を中心とした半径 2 kmも立ち入り禁止区域に含まれるため、区域の円が昭和火口を中心に若干東に広がっている。なお、現在、国内の火山の中で、警戒レベル 3 に指定されているのは桜島のみである。

桜島の規模は、東西 12 km、南北 9 km、周囲は 52 kmの大きさであり、錦江湾に位置し、人口は約 4,080 人であり、主要産業は、農業・漁業が中心となっている。農業では、桜島大根、桜島ポンカン、びわなどの生産が盛んに行われている。一方、漁業では、錦江湾においてカンパチなどの養殖が盛んに行われている。桜島内には温泉もあり、毎年多くの観光客が訪れている。

## 2 桜島における火山被害の状況とその対策について

桜島の火山被害の状況についてであるが、噴火被害については、1914 年（大正 3 年）の大正噴火から今年で 100 年目にあたり、鹿児島県内においては様々な催し物や防災訓練等を実施している。大正噴火では、噴煙が 1 万 mにのぼり、フェリー乗り場の辺りまで火砕流が到達したと言われている。噴石被害については、1986 年（昭和 61 年）に、噴火口から 3 km離れたホテルに直径 2 メートルの石が落下し、1 階を突き破って地下まで到達した被害を発生させたことがあった。桜島では、大正噴火以前にも、1,700 年代や 1,400 年代にも大きな噴火を繰り返しており、それぞれ大量の溶岩を流出させているが、大正噴火の際には大隅半島の方に溶岩が流れ出し、元来島であった桜島は、現在、陸続きとなっている。

桜島における土石流被害については、土石流が氾濫し下流にある町がしばしば被害に見舞われてきた。特に昭和 50 年代においては、野尻川などで土石流がしばしば発生し、橋梁や住宅に大きな被害をもたらした。

現在は、河川改修により、川幅を広げたり、堤防を高くしたり、道路も高い位置に付け替えたりすることにより、土石流の氾濫被害は平成に入ってから発生していない。

土石流発生メカニズムであるが、1972 年（昭和 47 年）に南岳の火山活動が活発化したことに伴う降灰と、桜島自体が非常に脆い土質でできており、雨により浸食され、火山灰や浸食された土砂が降雨により雨と一緒に流れてきて土石流を発生させている。1946 年（昭和 21 年）以降、昭和火口の噴火が活発化し、近年では年間 1,000 回以上の噴火爆発が発生し、2011 年（平成 23 年）においては、年間 1,335 回の噴火爆発を記録し、堆積した降灰等により、土石流の発生が増えている状況である。一方、南岳上流部においては、砂防堰堤等の整備が進んだことから、土石流の発生は減少傾向にある。

桜島における砂防施設の整備の考え方であるが、立ち入り禁止区域内で土石流の発生を抑制する対策を講じることはできないので、発生した土石流を安全に海まで流下させるという考えに基づき砂防事業を実施している。具体的には、立ち入り禁止区域から流れてきた土石流を、河川の上、中流域においては、砂防堰堤や底固工を併用し、河川の下流域においては、河川改修により川幅を広げ、堤防を高くするなどの対策により、安全に海まで流下させる方法で実施している。国定公園にも指定されていることから、石積みで砂防堰堤をつくるなど、景観への配慮も行っている。

次に監視体制であるが、桜島国際火山砂防センター3階に河川集中監視施設が設置されており、桜島で観測したデータを集中監視施設に集め、関係機関へ情報提供等の形で発信するなどしている。収集するデータは、監視カメラの映像データ、雨量計データ、土石流を監視するための水位計・流速計データ、自動降灰量計による火山灰データ、土石流の発生を検知するワイヤーセンサーのデータ、桜島の火山活動を監視する伸縮計や水管傾斜計のデータなどである。



監視カメラについては、河川を監視するカメラ 28 台、火山の噴火を監視するカメラ 19 台が設置されている。雨量計については島内に 11 箇所設置しているが、最近では高性能レーダーによる観測を行っている。降灰の観測については、自動降灰量計により降ってきた灰の重量を量って降灰量を自動計測しているほか、人間の手によって降灰量を計測することも行っている。土石流を検知するセンサーについては、ワイヤーセンサーを用い、砂防堰堤の土石流が流れるところに電流が通ったワイヤーを設置し、土石流が発生してワイヤーが切断されると、職員の携帯に情報が入るシステムを構築しており、職員はワイヤーセンサーからもたらされる情報から、ワイヤーが切断された場合には、すぐに集中監視施設に駆けつけ防災体制を整えることとなっている。震動センサーにより土石流の振動を検知して計る観測も行っている。ワイヤーセンサーは、一度切断されると、人間が容易に近づいて修復することは不可能であるため、土石流が長く続くような場合には、振動センサーのデータを参考にしながら、防災業務にあたっている。

火山活動による桜島の山の膨張を観測するため、有村地区に 300mほどの有村観測坑道を掘り、その中に伸縮計や水管傾斜計を設置しデータを収集している。京都大学が南岳を挟んで北西部にハルタ山観測坑道を設置しており、双方で収集したデータを共有することにより、安全対策に万全を期している。

島内で収集したこうした情報は、光ファイバーや無線を經由して、桜島国際火山砂防センターに集約し、集中管理する体制を整えている。桜島国際火山砂防センターで集中管理している情報については、鹿児島県庁や県を通して鹿児島市にも情報提供するとともに、事務所ホームページでも画像データや雨量データを公表している。

### 3 主な質疑応答

Q 桜島における土石流の予測はどのような現状であるか。

A XバンドのMPレーダーを設置して雨量観測を行っており、雨量が一定量を超えると土石流が発生する可能性が高まるのでメール等で情報提供しているが、100%予測可能というわけではない。

Q 自然が相手であるので、砂防計画の中で導流堤の嵩上げや河川の拡幅の規模を決めるのに、判断基準はどのように決めているか。

A 砂防施設の規模は、それぞれの河川によって異なるので、当事務所としては、上流部で発生した土石流を安全に海まで流下させるという考えに基づき砂防事業を実施している。

Q 箱根や富士山周辺でも有村観測坑道のような坑道を国直轄の砂防事業で整備している例はないか。

A 国土交通省で設置している観測坑道は桜島 1カ所のみである。大学の研究機関が火山所在地に観測坑道を設置しているかも知れないが、詳細については把握していない。

Q ロボット等を用いて立ち入り禁止区域内で砂防工事を施工するということは検討していないのか。

A 雲仙普賢岳等数カ所で実験的に無人化施工を実施している。雲仙普賢岳では大型の無人機械が入れたが、桜島では軽自動車しか登れないような経路が多く、大型機械の無人化でなく通常の土木工事で使われている機械の無人化により、島内が全島避難となった場合を想定し、垂水市にある当事務所の垂水国道維持出張所から無線で 10 kmほどの超遠隔操作ができないかという検証実験を昨年実施している。ただし、無人化施工では作業内容に制限があることは否めない。



## 結びに

今回の調査は、とりわけ急速に進行する我が国の少子高齢化に対する対策を検討していく上で、大変、示唆に富んだものとなった。

我が国においては65歳以上の高齢者が4人に1人の時代が既に到来しており、高齢者の人口比率はますます増加する見込みであって、依然として少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。その一方で、生産年齢人口は減少傾向にあり、将来的な労働力不足が懸念される状況である。

こうした中で、福岡県が推進する70歳現役社会づくりに向けた取組みは大変時宜にかなった感銘を受ける施策であった。福岡県70歳現役応援センターを訪問し、元気で就労意欲の高い65歳以上の高齢者が非常に多いことに驚かされた。こうした元気で就労意欲の高い高齢者が職に就いて活躍することにより、我が国の将来的な労働力不足解消の一端を担うことができるのではないかと感じさせられた。

佐賀市役所が取り組む、民生委員・児童委員におけるタブレット端末の活用実証研究の調査では、ICT化の推進により担当世帯を訪問する際の書類の軽量化、活動報告の業務効率化、個人情報の安全性向上等の効果が期待され、こうした効果は民生委員・児童委員の相談支援活動の過半数が高齢者に関することであることや、今後、少子高齢化が一層進行するであろうことを考え合わせると、タブレット端末が本格的に導入された場合には、民生委員・児童委員による効率的できめ細かな地域の見守りの実現の一助となるものと感じた。

熊本県が推進する認知症疾患医療体制の構築の調査では、既に同県において構築している基幹型認知症疾患医療センターと地域拠点型認知症疾患医療センターの2層構造を、かかりつけ医を3層目に位置づけて3層化していくことにより、認知症の早期発見を促進し、発症後初期の段階から適切な医療・介護を受けることを可能にする効果が期待できると感じた。

株式会社ラグーナ出版における精神障がい者のための就労支援の取組みの調査では、精神障がいを抱える方々が、本作りや会社の業務全般を通じて生き生きと働く姿が印象的であった。同社のような働くことで回復がはかれる職場作りを一層推進していくことの必要性を痛感させられた。

鹿児島県庁における自然災害対策の調査及び国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所桜島砂防出張所における桜島の火山被害状況とその対策の調査では、火山活動による降灰や土石流等の災害の脅威と日々向き合いながら過ごす労苦を痛感するとともに、近年、国や本県においても富士山火山防災マップを作成し防災対応について周知をはかっている状況を踏まえ、万一、富士山が噴火した場合には、本県にも降灰等の被害が想定されることから、日頃から防災対策を整えておくことの重要性を痛感した。

今回の調査を通じて得た知見のうち、本県の実情にも合致するものについては、今後、本県の施策の中に積極的に取り込んでいくよう努めることとしたい。